

令元福情答申第8号

令和2年3月9日

福岡市住宅供給公社理事長 馬場 隆 様

(福岡市住宅供給公社総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和元年9月10日付け福市住公第236号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市住宅供給公社が昭和54年4月に作成された特定団地造成工事に関する「造成計画平面図」、昭和56年2月に福岡市へ提出された計画通知書に添付の「配置図」及び工事完了時に提出された「道路台帳図」に記されている敷地外構状況の東西南北の記号の意味(説明)」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市住宅供給公社が昭和54年4月に作成された特定団地造成工事に関する「造成計画平面図」、昭和56年2月に福岡市へ提出された計画通知書に添付の「配置図」及び工事完了時に提出された「道路台帳図」に記されている敷地外構状況の東西南北の記号の意味（説明）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」又は「公社」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和元年7月30日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和元年7月22日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和元年7月30日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和元年8月19日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論等意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

- ① 本件決定の理由が不当であるため、本件決定の取消しを求める。
- ② 実施機関は、公文書非公開決定通知書（令和元年7月30日付け福市住公第196号）の「公文書を公開しない理由」の項に、「造成計画平面図」、建設計画通知書に添付の「配置図」、及び「道路台帳図」に記載されている敷地外構状況の東西南北の記号の意味（説明）を求められているが、福岡市住宅供給公社において、記号の意味の公文書は、所有していないことから公開できない」と記しているが、平成23年6月27日付けで福岡市住宅都市局指導部建築指導課長宛てに回答した福市住公第194号文書（「公社分譲住宅の状況について」）（以下「福市住公第194号文書」という。）後段に記載されている「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内」と判断された根拠文書は「造成計画平面図」と回答している。

然らば「造成計画平面図」のどの記号を基に「土羽の高さ1メートル以内」と判断されたのか、具体的な土羽の記号の意味（説明）の公開を審査請求する。

(2) 反論等意見書における主張

- ① 公社が、福市住公第194号文書の後段には、敷地外構状況に関し、東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売した旨記されている。そして、公社は、「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内」と判断した根拠文書は、「造成計画平面図」と回答している。それ故、「造成計画平面図」のどの記号を基に判断したのか、具体的に判断した土羽の記号（意味）を請求した。
- ② 実施機関が、令和元年10月10日付け福市住公第274号で福岡市情報公開審査会に提出した弁明意見書4項には、造成計画平面図に関する記載はなく、審査請求人が主張する「敷地外構状況を示す記号の意味」の記載の文書は所有していない旨記載されている。然らば、「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内」と判断した根拠文書は「造成計画平面図」と回答した公文書公開決定通知書（平成31年3月25日付け福市住公第643号）の内容と矛盾する。

- ③ 以上のごとく、「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内」と判断した根拠文書は「造成計画平面図」であると回答していながら、「造成計画平面図」には触れない弁明は不当である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和元年11月20日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件決定を行うに至った理由

昭和56年2月13日付けで福岡市へ提出した「計画通知書」は実施機関に存在しないが、提出に当たっての決裁文書が現存しており、添付されている「配置図」、及び「特定団地（仮称）道路台帳図」を確認したが、審査請求人が主張する「敷地外構状況を示す記号の意味」は記載されていない。

また、図面作成に当たり使用する記号は、図面の種類や作成された時期によっても異なっており、記号集のようなものは実施機関では保有していない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

公文書公開請求書、審査請求書及び反論等意見書によると、審査請求人は、福市住公第194号文書に、「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。」と記載されていることについて、公社がその旨判断した根拠を知るため、公社が昭和54年4月に作成した特定団地造成工事に関する「造成計画平面図」、昭和56年2月に福岡市へ提出した同団地に係る計画通知書に添付された「配置図」及び同団地の工事完了時に福岡市に提出した「特定団地（仮称）道路台帳図」に記載された敷地外構状況を示す記号の意味が分かる文書の公開請求を行っていると解される。

そこで、当審査会において、実施機関から提出されたこれらの図面を確認したところ、各敷地と道路又は隣地との境の形状を表していると思われる記号が認められたため、それらの記号の意味が記載された文書が本件対象文書となる。

2 本件対象文書の存否について

実施機関は、弁明意見書において、当該「配置図」、及び「特定団地（仮称）道路台帳図」を確認したが、審査請求人が主張する「敷地外構状況を示す記号の意味」は記載されていないため、本件決定を行ったとしている。

これに対し、審査請求人は、反論等意見書において、弁明意見書4項（「処分庁が本件非公開決定処分を行うに至った理由」）に「造成計画平面図」についての記載がないことから、当該弁明は不当であると主張しているため、「造成計画平面図」も含め、当審査会として改めて3図面を見分したが、記号の意味を示していると思われる部分はいずれも認められなかった。

また、実施機関は、意見陳述において、記号の意味等を示す書籍や公社職員が参考とする記号集等も保有していないとも主張している。

この点についても、実施機関に確認したところ、公社の技術系職員は、入庁前に製図についての基本的な知識をすでに習得しており、実施機関内で記号集等を作成する必要性が低いことから作成、保有していないとのことであった。

当審査会としては、これらの実施機関の説明について、特段の不合理な点は認められないこと、また、実施機関が本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当と判断するものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年9月11日	諮問（令和元年9月10日付け福市住公第236号）
令和元年10月11日	実施機関の弁明意見書を收受
令和元年10月23日（第2部会）	審議
平成元年11月6日	審査請求人の反論等意見書を收受
平成元年11月20日	実施機関から意見聴取，審議
平成2年1月22日（第2部会）	審議
令和2年2月12日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，大脇成昭，北坂尚洋，山下亜紀子